

○北しりべし廃棄物処理広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

制 定 令和2年3月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(小樽市規則の準用)

第2条 会計年度職員の給与の決定及び支給等について必要な事項は、小樽市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和2年小樽市規則第15号。以下「市規則」という。)の例による。

この場合において、市規則第4条第1項中「別表の職種別基準表」とあるのは、北しりべし廃棄物処理広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和2年規則第3号)「別表第1 職種別基準表」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(号俸の特例)

2 この規則の施行の日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は同法第22条第5項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定による臨時的任用職員として採用された職員(以下「改正前の非常勤職員等」という。)が、引き続き令和2年4月1日から会計年度任用職員として同一の職に任用された場合において、市規則第3条から第7条までの規定を適用して決定された当該会計年度任用職員の号俸に対する給料等が、改正前の非常勤職員等の給料等に達しないこととなる場合には、当面の間、改正前の非常勤職員等の給料等に応じた号俸に決定することができるものとする。

(期末手当が支給されない非常勤職員等の号俸の特例)

3 改正前の非常勤職員等が引き続き令和2年4月1日から会計年度任用職員として同一の職に任用された場合において、期末手当が支給されないことにより、同一の勤務条件で比較したならば、改正前の非常勤職員等の1会計年度内に受給する給料等が、会計年度任用職員の1会計年度内の給料等を下回ることとなる場合は、当面の間、改正前の非常勤職員等の給料等に応じた号俸に決定することができるものとする。

別表第1 (第2条関係)

職種別基準表

職種	基礎号俸		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
事務補助A	1	20	1	26
事務補助B	1	1	1	7
北後志リサイクルセンター事務補助	1	27	1	33
北後志リサイクルセンター管理業務補助	2	67	2	73

